

議事要旨(5) 「四半期財務諸表の作成基準に関する論点の整理」のコメントについて

新井専門研究員から、審議事項(5) 1 及び(5) 2 に沿って、前回の委員会で【論点 4】までのコメント対応案の説明を行っているため、今回は【論点 5】以降のコメント対応案について以下のとおりの説明が行われた。

【論点 5】開示の適時性や迅速性のための簡便な処理

- ・ 低価法の採用における時価の下落の判定を行う簡便的な方法として、原則として正常営業循環過程を外れたものを対象とすべきとする意見があったが、正常営業循環過程の範疇の内外にかかわらず、重要性の乏しいものは簡便的な処理が認められることになると考えられる。また、正常営業循環過程が長期間の場合には、時価が下落したことが明らかになった段階で評価減を行うことが適当であると考えられる。
- ・ 重要性のない原価差異は売上原価へ配賦するとする意見は、その方向で検討が進められている。
- ・ 減価償却費の合理的な予算制度の利用は、簡便な処理の範囲を逸脱するので認めるべきではないとする意見への対応案として、恣意性の排除と開示の迅速性の要請を比較考量し、固定資産の重要な取得・売却、廃棄があった場合には大きな歪みが生じないように適切な修正計算を行うことを前提として合理的な予算制度を利用することを認めることが考えられる。
- ・ 減損損失の暫定的処理を認めることは、事業年度の会計原則及び手続から逸脱することになり、認めるべきではないとする意見については、減損損失金額を確定することが困難な場合は、その旨及び理由を注記することのみを暫定的な対応とすることが考えられる。
- ・ 減損の兆候については、原則として年 1 回の判定を行うこととし、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化のある場合や経営環境の著しい悪化の場合といった意思決定や事象の発生した場合のみ、兆候の判定を実施することで十分であるとする意見については、減損基準では期末のみ判定すればよいとされていないことを前提として、コメントを踏まえて今後の専門委員会で整理することが考えられる。
- ・ 法人税等については、申告調整項目の範囲を重要な項目に限定するのではなく、一時差異等の算定方法自体についても大幅な簡便的な処理が容認されるべきであるとする意見については、経済的実態を見誤らせない範囲内で一時差異等について重要性の判断に基づいて容認することが考えられる。また、繰延税金資産の回収可能性の判断について簡便的な処理を容認すべきとする意見については、監査委員会報告の区分適用を前提とし、重要な変化が生じた場合に取崩の要否を検討することが考えられる。

【論点 6】第 2 四半期以降に自発的に会計方針を変更する場合等の取扱い

- ・ 利用者、監査人は遡及再表示に賛成、作成者は反対と意見が分かれているが、過年度に係る部分については遡及修正ワーキング・グループの検討結果を踏まえ検討することが考えられる。また、レビュー手続きとの関係もあるが、当該年度の過去に開示した四半期財務諸表への遡及再表示は、実務上可能である限り、注記情報として記載することにするかなどについては、専門委員会でも引き続き検討することが考えられる。

【論点 7】注記のスタンス

- ・ セグメント別資産関連情報の注記は求める必要はないとする意見と必要とする意見の両方があることや最近の大型の M&A も踏まえ、セグメント別資産が著しく変動する場合は概算額の開示を求めることが考えられる。
- ・ BPS の開示の義務付けを要求する意見については、開示の適時性・迅速性に影響を及ぼすかを踏まえて検討することが考えられる。
- ・ 継続企業の前提の注記は、必要とする意見と十分慎重に検討すべきとする意見があったが、専門委員会でも検討をすすめているが、疑義が継続している場合及び新たに生じた場合は作成者側で何らかの開示を行う方向で検討することが考えられる。
- ・ リース取引の注記は、作成者側は手間を要するとの意見が多いが、迅速性の観点から引き続き検討することが考えられる。

【その他】

- ・ 四半期財務諸表の作成基準の目的を定義すべきとの意見については、基準の中で明示することで対応することが考えられる。
- ・ 関連会社が四半期財務情報の開示を義務付けられていない国の上場会社で特定株主に情報提供することが法的にできない場合の四半期における持分法投資損益の処理についての検討を求める意見については、事実確認を行った上で検討するが考えられる。

上記の説明について、委員からの発言は以下のとおりである。

<遡及修正について>

- ・ 現行の中間財務諸表制度では、下期に会計方針を変更した場合、事業年度においては、上期から変更したものとしていないと思われるが、四半期においてはその点を考慮しなくてもよいのか。また、中間財務諸表は従来どおりとし、四半期財務諸表は遡及するということになると矛盾することにはならないか。

以 上